

児童虐待対応における 家族ソーシャルワーク機能の現状と課題 ——埼玉県内児童虐待死事例の分析を通して——

The Circumstances and Tasks of Family Social Work Functions in the Field of Child Abuse —A Analysis of Serious Child Abuse Cases in Saitama Prefecture—

安達 映子*
Eiko Adachi

1. 背景と目的

周知のように児童虐待は、「児童虐待防止法」の成立をはさむこの20数年のあいだにその対応件数を伸ばし続け、国内最近値では73,765件という数字を示すに至っている（平成25年度全国児童相談所虐待対応件数）。

児童虐待が注目されるようになった当初は、養育者、特に母親の孤立を背景に浮かび上がる育児不安など、心理的な課題に注目が集まった。このことは虐待を特殊な困難ではなく「誰にでも起こり得ること」と捉え、その社会的認知度を押し上げることに大きく貢献した。だが反面、こうした虐待問題の心理学化は、その背景にある社会的な状況や課題に視点を届かせることを遅らせる結果にもなったとの指摘もある（上野、2006）。

児童虐待に関する各種調査・分析の蓄積や近年の貧困・格差社会論の隆盛は、こうした研究動向に重なり合い、児童虐待にかかわる子どもの生活環境要因、中でも貧困との関連性について焦点化する議論が活発化する現況につながりは始めている（松本、2010）。

本稿は、以上のような研究の流れをふまえつつ、児童虐待と関連が深いと見做され得る生活ならびに家族背景と支援プロセスの現状を詳細に辿ることで、この問題にかかわる家族支援の現状と対応する上で必要となる家族ソーシャルワークの課題を提示することを目的とするものである。

通常児童虐待研究では、その当事者・関係者の個人情報保護の観点から、虐待の経過と生活ならびに家族背景等を詳細に把握し、それを分析の俎上にあげる事例研究は困難であることが多い。本研究では、公開される児童虐待死事件の裁判傍聴というフィールドワークを中心に据えることでこの間隙を補い、これまで積み重ねられてきた虐待研究に、個別事例分析の観点から新たな析出を付け加えることを目指している。

*立正大学社会福祉学部社会福祉学科

キーワード：児童虐待、家族ソーシャルワーク、要保護児童地域対策協議会

2. 対象と方法

本研究は、2012年・2013年の2年間に埼玉県内で公判が開かれた児童虐待死3事例（5裁判）について、裁判傍聴記録、関係者インタビュー記録、その他関連する公開文書（「児童虐待重大事例検証報告書」等）を対象として分析を行うものである。

研究方法としては、これらの素材を統合的に集約したうえで、ロフランドら（Lofrand & Lofrand, 1995）の提唱するステップを用いて分析を行う質的研究（定性的コーディング）を採用している。具体的には、すべてのデータの中から分析テーマに即して定義可能な要素を抽出して初期コーディングを行い、分析テーマに関連性が深いコードを焦点化した上でカテゴリー作成を行いつつ現象理解に迫ろうとするものである。

3. 児童虐待死事例の分析

(1) 対象事例の概要

対象とする3事例については、被害児3名をそれぞれA、B、Cとし、事例A、B、Cとして扱う。裁判で被疑者となったものは下記の通り5名おり、5つの公判が開かれた。

図表1 対象3事例の概要

	被害児	加害(保護)者	罪状・加害状況	生活歴・背景
事例A	Aくん 男児 5歳	実父 28歳	保護責任者遺棄 ・叔父(弟)に育児をまかせきり ・衰弱に気づきながらも受診加療拒否	・実父：幼少時、祖父(実父の父)からの暴力、不登校、施設入所 ・祖母(実父の母)の精神疾患 ・実母(妻)の精神疾患
		叔父 (実父の弟) 25歳	保護責任者遺棄・傷害致死 ・不十分な養育による衰弱 ・殴打による致死	・幼少時より実父(兄)からの暴力 ・Aくんの養育を任せられ、就労困難、経済的困窮 ・コンビニアルバイト開始後は、評価される勤務ぶり
事例B	Bくん 男児 9歳 重度心身障害	実父 29歳	傷害致死 ・リハビリ行為の過程で、Bくんを放り投げ(立位困難を知りつつ手を放す)急性硬膜下血腫 ・Bくんの障害・身体状況について把握しながら、注意を怠った	・Bくんの障害の契機となった受傷については、家族による虐待との懸念が共有されていた/妹も虐待により受傷、障害を得て、措置 ・実父は大学中退後、20歳で実母20歳(当時)と結婚 ・祖父母家族と同居となるが、祖父母と実母の関係不和 ・福祉サービス利用の少なさ
事例C	Cくん 男児 5歳 注意欠陥多動性障害/反応性愛着障害	実母 23歳	傷害致死 ・平手で殴打 ・受診加療させず	・生後5か月より虐待の疑いで児相の関与→要対協による頻繁な協議 ・実父/交際相手からの暴力と不安定な精神状況 ・第2子妊娠中
		実母交際男性 23歳	傷害致死 ・棒、こぶしで殴打等	・被虐待経験/薬物依存/軽度知的障害/犯罪歴(中等少年院) ・被害児を可愛がる側面も

(2) 析出したカテゴリー／コードとその内容

家族の脆弱性

対象事例の家族が社会の中で生活を維持していく上で困難を招きやすいと思われる状況をここでは家族の脆弱性（vulnerability）と捉え、以下5つにコード化した。

①暴力

児童に対する虐待自体が家族間暴力であることは言を俟たないが、それのみではなく、養育者自身の被虐待経験や兄弟からの暴力などを含む暴力的な環境での生育、また現在の家族や親密な関係におけるドメスティック・バイオレンス（DV）など過去・現在における暴力が、事例A、Cでは顕著に把握された。

事例Bについては、裁判や検証報告書の中で家族間暴力に直接的にふれる証言、記載は見られず、当該被害児への日常的な暴力も明示されていない。だが、Bの障害の原因となった受傷の要因は「不明」のまま処理されていること、Bの妹にあたる第2子は重大な受傷を得て、この児童が家庭裁判所審判により児童福祉施設入所となっている経緯がある。

②障害

家族の中に障害を抱えたメンバーがいることは、3事例に共通する。事例Aでは、祖母（被疑者兄弟の母）が精神障害者であり養育上の困難があったことが裁判で明らかになっている。実父（長男）からの暴力があり、障害者サポートを担うセクターからの援助を得て、別居に至った経緯も裁判でふれられている。また、実母にも精神障害があり、加療が得られなかったことが離婚の一因であったことも本人証言の中で示されている。

事例Bでは、被害児が、生後まもなくの受傷により重度心身障害（療育手帳最重度）を得ている。また事例Cでは、虐待加害者となった交際男性について軽度知的障害とされており、C自身についても発達障害（注意欠陥多動性障害／反応性愛着障害脱抑制型）との診断が児童相談所精神科医によってなされている。

③経済的困窮

事例Aについては、養育にあっていた実父・叔父の就労が安定しない中、食事や光熱費など最低限の生活維持にも支障をきたす切迫した困窮度であったことが明らかになっている。事例Bについては経済的困難は把握されなかったが、事例Cについては、生活保護世帯であり、交際男性の方も経済的に余裕がなかったことが証言している。

④外部交流の欠如

この項目では、社会的資源となり得るものも含め、家族以外の人・組織との接点が限られていた状況だと推測される証言・記載を拾い出している。外部との交流がなかった事実に関するものだけでなく、なぜ接点をもとうとしなかったのかについての当事者の思いもここに含めた。

家族以外の人・組織に対する不信、虐待発覚を恐れてますます接触を避けようとする傾

図表2 児童虐待死事例分析

カテゴリー	要素 (データ)		
	事例 A	事例 B	事例 C
コード			
①暴力	<ul style="list-style-type: none"> ・祖父より祖母・実父(幼少時)への暴力/実父より叔父への暴力 ・実父より実母・Aへの暴力/祖母への暴力→別居 	<ul style="list-style-type: none"> ・Bの障害(慢性硬膜下血腫・脳萎縮)原因不明→不適切な養育による(あるいは虐待による)受傷の可能性 ・子(第2子)への虐待→硬膜下血腫/眼底出血/肋骨骨折→家裁審判により児童福祉施設入所 	<ul style="list-style-type: none"> ・実母-被虐待経験(「灰皿を投げつけられ、顔がお岩さんのように」「1分でも遅刻して時間を守らないと殴られた」/実父ないし交際男性からのDV ・交際男性-被虐待経験
②障害	<ul style="list-style-type: none"> ・祖母精神障害(→実父・叔父の児童福祉施設入所) ・実母精神障害→加療のため実家にもどり離婚「症状が重くてAのことを考える余裕がなかった」 	<ul style="list-style-type: none"> ・B-重症心身障害(TQ20以下/四肢体幹機能障害1級/療育手帳最重度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・C-注意欠陥多動性障害/反応性愛着障害脱抑制型(児相精神科医→投薬) ・交際男性-軽度知的障害(TQ61)
③経済的困窮	<ul style="list-style-type: none"> ・光熱費滞納/市職員へ借金依頼叔父「2週間何も食べてない」 ・Aをひきとらなかつたのは→実母「(第2子を)妊娠しており、実家の経済的状況もきびしかった」 		<ul style="list-style-type: none"> ・実母-生活保護受給世帯/アルバイト ・交際男性「経済的には余裕がなかった」
④外部交流の欠如	<ul style="list-style-type: none"> ・実父/叔父-不登校 ・Aを置いて自分が家を離れてもよかつたのに→叔父「他にいくところ、頼むところもないし、Aのことが心配だった」 ・Aを外にださなかつたことに対して→叔父「部屋に入っている方が安全だ」 ・受診せず→実父「自分の手で回復させたい」叔父「はれる、やばい、連行されると言われた/争いは避けたかつた」 ・健診未受診/保育所等未利用 ・若年男性のみの養育 	<ul style="list-style-type: none"> ・(障害児の養育において)デイサービスやショートステイなどを使わず 	<ul style="list-style-type: none"> ・実母「小学校時代の友達以外相談する相手がいなかった」 ・交際男性「もつといるんなりに相談すればよかった」
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ・実父15-17歳、叔父12-15歳児童福祉施設入所 	<ul style="list-style-type: none"> ・実父-大学中退→若年結婚 ・父方祖父母家族と実母の関係不調 ・実母-感情表現の激しさ/特異な(幼乳的な)服装/、祖母-特異な/感情的な言動や様子(裁判傍聴時) 	<ul style="list-style-type: none"> ・交際男性-薬物依存(薬物精神病-行動の歯止めがきかない) ・実母-児童福祉施設に入所中に妊娠(→退所)祖母と同居後若年出産(17歳時) ・実母-面談時また地域において錯乱状態、自傷 ・C-保育士「朝食が足りていない。給食を丸吞みする」/3歳9か月で、トイレ自立なし ・交際男性両親-交際男性の支援についてSWに相談
①期待	<ul style="list-style-type: none"> ・実父「家族だったのでわかつてもわかつてもらえる、弟だったらちゃんとみってくれると思った」 	<ul style="list-style-type: none"> ・実父「(実母に対し)子どものトイレットトレーニングをしないのに、(失敗すると)怒鳴ったり、PTAのことばかりで家のことをしないのにイライラ」 	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力「「厳しいしつけ」という観念の共有(祖父「殴るのが一番よい」交際男性「おれのおやじは超厳しい。叩けばいいし、それでもきかなければ、お灸をすえればいい」実母「暴力の範囲がわかりません」/C「(他児にかかわる保育士に)叩いて怒ってよ、悪いこととする奴はたまたたかないとダメ」
②しつけ/役割	<ul style="list-style-type: none"> ・実父「母が自分の気持ちを聞いてくれないから、弟に暴力をふるった」 ・実母「施設はかわいそう」 ・実父「親は責任をもつてちゃんと育てなくては。他の人に頼むのはAに失礼」 	<ul style="list-style-type: none"> ・実母-パランスを欠いた養育-かわわり-学校関係者(おむつがとれていないのに、知育ドリルをやらせようとしたり) 	

児童虐待対応における家族ソーシャルワーク機能の現状と課題（安達）

<p>族規</p>	<p>③権利 ④愛情</p> <ul style="list-style-type: none"> ・叔父「叔父は別の家族、なんでAを抱くんだ」 ・実父「(Aは) かけがえのない一番大切なもの」 ・実父、叔父より借金→父「Aを養子にできない」と言ったら、貸してくれた」 ・実父「母と父と子がいれば、それが幸せだと思っただ」 ・叔父「Aは、まるで年の離れた弟のよう、大切に思っていた」/「家を離れてしまうのは「家庭が壊れる」 	<ul style="list-style-type: none"> ・実父「厳しい面もあったが、上から目線ではなく、お父さんがBの目になるから、足になるから、と」「動物園、水族館、公園といろいろ連れていった」 ・祖父「Bは父が好きだった。ギターをひく、その音を聴くと機嫌がよくなった」 ・祖父「(実父は) 9年間愛情をかけて育てていた」愛情があるから虐待ではない? - 「はい」/「(実父は) お風呂に入れるなどよくやっていた」 ・裁判長「量刑はこれから父親の愛情をもって療育してきたことから酌量減刑 	<ul style="list-style-type: none"> ・交際男性「受診させなかったのは、実母が『児童相談所に連れて行かれる』と言ったから」
<p>家族 ストレンジス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・叔父-職場同僚「これ、甥っ子が好きなんですよと買って「コロコロ」や仮面ライダーのおまけつき菓子をと早く仕事に復帰してほしい。今でも信頼している、本当に大事な存在」。手作りで50音表をつくる 	<ul style="list-style-type: none"> ・実母-特別支援学校PTAの副会長として熱心に活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・交際男性-「フレンチナーストを毎晩作ってあげた」実母「自分の子どもでもないのによく面倒をみてくれた」 ・実母-婦人相談施設、子育て支援センター等に自ら相談/薬の副作用を心配し、見相に連絡相談
<p>支援の実際</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①要保護児童対策地域協議会(要対協) ②訪問調査・指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・慢性硬膜下血腫→見相在宅方針、市要対協取扱い開始、家庭訪問により経過確認(投薬、通院におけるリハビリが安定していることから、2年後見相終結) ・障害児支援-5歳より知的障害児通園施設利用(見相-支給決定/療育手帳判定作業)、市-装身具支給/保健師訪問 ・ショートステイ、デイサービスなどソファト面のサービス利用なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中より市保健センター関与→出生前に要対協取扱い開始(計21回開催) ・一時保護-(1回目)職権 実母関与を受け入れ→引き取り/(2回目)実母希望により、解除時誓約書(見相の解除在宅指導方針に關して市は難色) ・生活保護受給/実父(内夫)からの暴力→婦人保護施設入所(無断退所) ・生後10か月より保育園入所(傷・あざ等の報告複数回→見相) ・ヘアレントトトレニング実施(計9回-全回出席) ・見相-交際相手に対する調査(そこまでやる必要はないという判断)
<p>支援の困難性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①関係形成 ②連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害児通園施設利用 ・県立特別支援学校通学 ・学校関係者(特別支援学校と要対協の連携はあまり十分だったとは思えない)(市は責任を回避しようとする印象) ・(転居に伴う引き継ぎの不十分)(引き継ぎの際は、合同個別ケース検討会議の必要性) 	<ul style="list-style-type: none"> ・実母「市役所、見相、どこも信用できない」「人を恨んで生きてきた」/「面談を求められ、薬をもつてくるように見相にいわれ「私、あなたのロボットじゃない」 ・交際男性-市の保健師に対して成育歴を話す ・他県見相より実母の件、情報提供/見守り依頼 ・実父や交際男性との関係を確認するために、生保担当職員が面談(錯乱状態となりカッターナイフを自分にもつける) ・実母、実父、交際相手とのトラブルで何度も警察連絡 ・病院から市へ実母の暴力について連絡 ・(複数の関係機関/者がいたために責任の所在の曖昧化) ・保育園は、衝動性の強いCへ加配1名により対応/字、けが等について見相、市にたびたび連絡

※「」内は、裁判における発言・証言、または供述調書における記載の引用
 ※()は、関係者インタビューまたは児童虐待重大事例検証報告書に記載された評価・意見

向が進展した様子が、事例A・Cからは顕著にうかがえる。事例Bについては、少なからず負担のかかる重度障害児養育に際し、デイ・サービスやショートステイは一切使われておらず、家族のみの養育になっていたことが検証報告書に記載されている。

⑤その他

以上の4つには分類できないものの、家族全体の脆弱性として目配りすべきと判断された事実を、その他として拾い出した。3事例に共通するのは、結婚・出産・養育が若年だという点である。また、5人の加害者のうち3人が児童福祉施設での生育歴をもち、事例B、Cについては、障害等の明示はないが、感情表出の激しさ、コントロールの不安定さなどの傾向性を有していたことを指摘することもできる。

家族規範

このカテゴリーは、家族について、「どのようなもの／どのようにあるべきもの」と捉えていたのか、当事者の家族規範に関わる言動や証言を以下の4点を柱に抽出したものである。

①期待

ここでは、家族というもの、あるいは親・子・夫・妻など家族内の地位役割に対して、どのような期待をもっているのかにつながる証言等に注目している。事例Aでは〈家族は気持ちをわかりあえる、わかり合うべき〉、事例Bからは〈母は子どものしつけを担うべき、妻は家のことをするべき〉といった期待がうかがえる。

②しつけ／役割

当事者がしつけや親の役割に関してどのような枠組みをもっていたかということに連動する言動である。事例A〈養育の責任は親がもつべき＝他人にまかせるのは避けるべき〉、事例B〈養育における知育尊重〉、事例C〈しつけは暴力によるべき〉などがあつた。

③権利

事例Aでは親ないしは家族の権利に関わる発言がみられた。〈子どものことに関する決定権・独占権は親にある〉という強い信念が表明されており、このコードに加えた。

④愛情

この項目では、子どもに対する愛情や手放したくないという思いを示す言動、家族間の愛情に重きを置くことが推察される証言などが採録された。事例A、Cでは、〈子どもを養子にだす／児童相談所に連れて行かれる〉ことが警戒されている様子が伝わる。子どもが当事者にとって〈大切な存在〉であることを示すものや、〈愛情があれば虐待ではない〉という主旨の発言なども含めた。

家族のストレングス

主要なデータ源が裁判傍聴記録と検証報告書であることもあり、家族のストレングスにつ

いての情報は極めて限られるが、強みと認められるものについて採録した。事例Aについては、叔父の被害児への積極的な関与や誠実な人柄が指摘され、事例B、Cについては、外部との積極的なはたらきかけ（支援要請を含む）を示す部分などがこれに当たると考えた。

支援の実際

児童の死亡という結果に至るまでに、福祉領域を中心として支援体制がすでにあったことは3事例に共通している。このカテゴリーでは、実際にどのような支援提供があったのかについての事実を2つの項目で整理した。

①要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）

3事例ともに、事件化するかなり以前から市の要対協が取扱いを開始しており、児童相談所も受理、関与している。

②訪問調査／指導

事例Aについては頻回に訪問指導があり、事例Bについては障害児であったことから、通園施設、特別支援学校なども含め、家族の状況を知り得る複数の組織・機関があった。事例Cについては、妊娠中からの要対協取扱いや当事者からの相談も含め支援体制は確保され、通園していた保育所なども関心を向け配慮していた。

支援の困難性

先の支援の実際で示されたように、支援体制があったにもかかわらず虐待死という結果を防げなかった支援の困難性にかかわる部分について、関係形成と連携という視点からコーディングした。

①関係形成

事例A、Cについては、支援者との面談、接点が少なからずある中で、効力のある支援関係が形成され難かった点にかかわる部分が証言等から浮かび上がってくる。当事者のニーズ把握や即応ができていなかった経緯や、支援者を含めた対人不信などが表明される中、関係形成に困難をきたして状況が把握される。

②連携

事例Aについては、直接的に支援にあたっていた市に対する児童相談所の専門性を活かしたバックアップや十分な協議が不足していたこと、事例Bでは転居に伴う市町村間の引き継ぎに関わる連携、学校との連携の不十分さなどが検証報告書やインタビューから拾える。事例Cでは、市と児童相談所が要対協を基盤に連携ができていたものの、方針が異なった時の調整の課題、また生活保護担当職員、保育園、病院、警察など支援ネットワークが拡大したときの責任の所在の曖昧化などが同じく検証報告書において指摘されている。

4. 考察：家族ソーシャルワーク機能の不在と必要性

(1) 〈全体としての家族〉理解の不調と専門性

分析を通して再確認できるのは、児童虐待の生起する場となった家族には、複数の脆弱性や困難があることである。特に事例A、Cについては、加害者となった養育者自身の生育において、暴力被害・加害の経験が認められ、暴力が日常化した環境が常に彼らを取り巻いていたことがうかがえる。同時にこの2つの事例では、当事者及び家族に何らかの障害があったことが、単純に生活上の困難性を高めたのみならず、暴力の誘発やエスカレーションにつながっていたことも推測される。障害をもつ人とその家族への支援がそもそも十分になされてこなかったことが、児童虐待死の遠因として指摘されるのである。この事情に経済的困窮が重なることによって、状況はより切迫したものになり、リスクが高まることはいうまでもない。

今回の分析対象となった3事例は、いずれも早い段階で虐待のリスクが感知され、要対協での取り扱いが始まっており、特に事例A、Cについてはかなり頻回な訪問・面談が実施されていた。それにもかかわらず、虐待死という結果を防げなかった背景には、家族システムの力動、特に暴力が絡むときの関係性への理解・共依存や認知の歪みなどを含めると介入が不十分だったという面があることを否めない。

事例Bについては、死亡した児童の状況に焦点化せざるをえない裁判、また検証報告書の性質から他の児童と家族との関係の詳細については情報を取得できなかったが、兄弟が受傷し、家庭裁判所審判により児童福祉施設入所となっていることから、この家族の中で児童虐待があったことは推定される。被害児についても乳児期の受傷が、事故なのか虐待なのか不明であることも含め、この家族の祖父母も含めたより繊細な家族全体のアセスメントがリスク判断上必要ではなかったかと考えさせられる。

さらにこうした家族アセスメント上の問題に加え指摘できるのは、長期・頻回な支援経過がありながらも、支援者・機関と当事者の間に、支援を実効性のあるものにするための関係形成が不調であったという事実である。

支援過程が詳細に記載されている事例Aの検証報告書によれば、面会がかなった回数だけでも21回ある中、どちらかという支援者側の一方的な保育所入所や健診、予防接種の勧めが繰り返され、「2週間何も食べていない」「(個人的に)お金を貸してほしい」といった緊急性の高いニーズへの対処、あるいはその活用ができていない状況がある。受容的・傾聴的関わりのみならず意図的な働きかけ・ことばかけ(コミュニケーション)によって当事者の行動に変化を導く面接上の工夫や、関係形成を図る上で大事になるSOSへの対応や危機介入など、ソーシャルワーク実践にかかわる技術的部分についての不十分さが気になる支援過程である。

事例Cにおいても、保健センター保健師、市職員(要対協担当者と生活保護担当者)、児童

相談所児童福祉司，保育所職員など，実母に支援的に関わる者は多様にありながら，「市役所，児相，どこも信用できない」といわれる関係にとどまった。「人を恨んで生きてきた」と語る当事者との関係形成が困難であることは想像に難くないが，そこを乗り越えることが専門性であるとするならば，それが発揮されなかったことへの反省は求められるべきであろう。

以上のように，〈全体としての家族〉を見立てるアセスメント力と，家族とのあいだに支援関係を形成し変化を導ける面接技術という，家族ソーシャルワークの基本となる専門性が不在であったという現状が事例の分析からは浮かび上がる。児童相談所と市町村の連携の中で取り組まれる虐待対応において，それぞれの担当者の専門性の確保と役割分担の明確化が，大きな課題として残っている。

(2) 〈全体としての家族〉を支える連携への課題

すでにふれたように，分析対象事例はいずれも要対協の取扱いとなっており，多部門・多職種間の連携と協働の枠組みは確保されていたといえる。だが，その連携が十分効果的に機能していたとは言い難い状況もあった。

まず指摘できるのは，連携する各アクターの役割・責任分担の不明瞭さと調整不足という点である。事例Aでは，市は要対協を基盤に児童相談所と連携を図ろうとしたが，児相はこれに積極的な関与ができなかった。家族・養育者の複雑な背景や環境を考えると，より専門的な判断と後方支援が必要なケースであることを認識し，十分な協議・指導でむしろ先導する役割を児童相談所は果たすべきであったが，市の見守りに委ねる結果となってしまった。

事例Bにおいては，家族の転居に際しての市町村間引き継ぎの課題がある。形式的・事務的な引き継ぎはなされていたものの，リスクや支援方針を納得し合えるだけの協議はもたれておらず，検証報告書もこの点については，合同で個別検討会議を開く必要があることを具体的に指摘している。十分な協議を前提にそれぞれが果たすべき役割を明確にして実行できる状態を作ることが連携の目的であるが，ただ関係者が漫然と参加するにとどまってしまったのではないかと懸念がもたれる。

一例として断片的な情報ではあるが，事例Cでは交際男性が保健師に対しては自らの成育歴を語ったという証言が裁判の中で示されていた。ならば，受容的に関わる役割を保健師が担い，介入的な役割を児童福祉司が担うというような役割分担をうまく活かすことも可能ではなかったか。虐待対応では特に，受容的・共感的に関わり養育者の立場を汲んで支えていくものと，介入的・指導的に関与し児童の安全を確保する役割のものを明確にして，関係形成と状況コントロールの双方を担保していくことが必要である。連携の意義の1つは，同時になすことが難しい多様な働きかけ職種・機関が分担し合うことにもある。事例Cの検証報告書では，支援者が多岐にわたったことで責任の曖昧化が生じたことが問題として指摘されているが，連携とは単なる情報共有ではなく，誰が，何を，どのように実行するのかを明確にすることまでを含んでいることは，このようにチームアプローチを展開する際の重要事項

として再認識されるべきであろう。

加えて虐待予防・支援をめぐる連携を考える上で、今回の分析から得られる示唆は、当該の児童・家族をめぐる支援者・人々のより実質的な支援ネットワーク構築を目指す必要性である。

例えば事例Bでは、児童の様子をよく把握し、家族との直接的な接点も多かったと思われるアクターに、知的障害児通園施設や特別支援学校がある。だが、要対協への参画はなく、十分なパートナーシップも築かれていなかった。また事例Cでも、保育所や病院など積極的に報告を寄せた組織と、市町村や児相が具体的な協働関係を形成するというかたちはとられなかった。市の内部では、生活保護担当職員と要対協との連絡はあったようだが、これがどの程度全体に共有された動きであったかどうかもわかりにくい。

要対協のメンバー構成やスタイルに基本があることを否定するものではないが、より実効性を高めるためには、ケースごとにメンバーや組織の形を現実的かつ柔軟に組み上げ、機動性の高いネットワークをその都度稼働させる必要があるのではないだろうか。

加えて児童虐待の防止・対応が、上述の通りその〈全体としての家族〉支援を不可欠とするのであれば、連携の枠組みは児童のみならず当該家族全体を支援しうるアクターにさらに視点を拡げることも課題である。事例Aでは、精神障害をもち子（実父）からの暴力を逃れて家をでて祖母を助けた障害者支援団体の存在があり、事例Cでは、交際男性が少年院入所となって以降交際男性両親の相談に対応してきたソーシャルワーカーの存在などが裁判で明らかになっている。だが、こうした組織・人と要対協の接点はなく、ここでも家族全体を評価し支えるという機能は不全のままであった。

何らかの要支援状態、困難性を抱えた人を支えるときに、その重要かつ直接的な環境である家族支援が不可欠だという家族ソーシャルワークの視点は、その対象を児童虐待領域に限るものではない。だが、中でもその環境を逃れたり変えたりすることが児童自身ではほぼ不可能な児童虐待においては、家族全体への広範な目配りを強調したソーシャルワーク実践が求められる。〈全体としての家族〉を意識した多重の連携・協働のネットワーク形成と機動的な動きを具体化する家族ソーシャルワークが要請されていることは、強調されなければならないだろう。

おわりに

本研究では、虐待死事例の裁判傍聴記録を中心に扱うことで、児童虐待をめぐる現代家族の在り様と支援実践の現状と課題に着目することに取り組んだ。本稿はその中でも、児童虐待対応・支援実践における家族ソーシャルワークの不在とその必要性という視点から、課題の整理と提言をおこなったものである。

裁判という限定化の状況であり、その証言を素朴な真意と受け取ることは必ずしも妥当ではないものの、児童虐待に関わる加害家族のナラティブに直接ふれてこの現象を理解するこ

とには一定の意義があろう。今回焦点化した支援実践上の問題だけでなく、加害家族という当事者のもつ家族規範と児童虐待との関連、さらには、私たち社会全体が保持する家族規範（検察・弁護人のやりとりや裁判員裁判の中での裁判員の質問・反応に示されるような）が児童虐待というものとどう関連し、それ自体を構築しているのか、裁判傍聴記録から見えてくるものは多い。児童虐待という現象を見据えつつ、家族をめぐる社会的心性そのものへの関心を掘り下げることが、残された次なる課題となっている。

* 本研究裁判傍聴のフィールドワークまたその記録作成にあたっては、蟻塚孝子氏にご尽力いただきました。記して深謝申し上げます。

文 献

- Brannen,J. & Moss,P. eds., (2003) : *Rethinking Children's Care*. Open University Press.
- Lofland,J and Loflan,L (1995) : *Analyzing Social Setting*. International Thomson Publishing.
(=1997「社会状況の分析—質的観察と分析の方法—」進藤・宝月訳 恒星社厚生閣)
- 松本伊智朗 (2010) : 「子ども虐待と貧困」明石書店
- 日本子ども家庭総合研究所 (編) (2014) : 「子ども虐待対応の手引き—平成25年8月厚生労働省の改正通知」有斐閣
- 上野加代子 (2006) : 「児童虐待のポリティクス」明石書店